

平成26年8月29日  
総務省北海道管区行政評価局

# 無電柱化対策に関する調査

## ＜調査結果に基づく所見表示及び参考通知＞

総務省北海道管区行政評価局では、無電柱化を推進する観点から、無電柱化の社会実態、推進体制の整備状況、個別事業の実施状況等について調査を行ったところ、無電柱化の推進が十分に図られていない状況がみられた。

調査結果を踏まえ、平成26年8月29日、以下のとおり所見表示又は参考通知。

1. 電線共同溝整備後の状況 ⇒ 北海道開発局に対して**所見表示**、札幌市に対して参考通知
2. 電線共同溝の管理状況 ⇒ 北海道開発局に対して**所見表示**
3. 電柱の実態等 ⇒ 北海道開発局、北海道及び札幌市に対して参考通知
4. 北海道無電柱化推進協議会における検討及び調整状況  
⇒ 北海道開発局に対して参考通知

### ＜本件照会先＞

総務省北海道管区行政評価局第二部第一評価監視官室

ばば はざま えんどう いくら

(担 当) 馬場、間、遠藤、伊倉

(電 話) 011-709-2311(内線3143) (直通)011-709-1806

(F A X) 011-709-1843

(Eメール) hkd21@soumu.go.jp

# 概要

## 調査の背景

- 我が国では、多くの電柱が設置されてきたが、通行や景観の妨げとなること、災害時の倒壊によって、道路の閉塞や電力及び通信の安定供給の妨げとなる危険があることなどから、電線類の地中化や軒下配線・裏配線などの無電柱化が行われている。
- 無電柱化は、5期にわたる計画（昭和61年度～平成20年度）及びガイドライン（平成21年度～25年度）に基づき推進され、平成7年6月には、電線共同溝の整備を促進する電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年3月23日法律第39号。以下「法」という。）が施行されている。
- しかし、日本の市街地等の幹線道路の無電柱化率は平成24年度末で15%（北海道9%、札幌市10%）で、ヨーロッパやアジアの主要都市と比べて低くなっている上、当該無電柱化率は市街地等の幹線道路のうち電柱、電線類のない延長の割合とされており、市街地等の幹線道路以外の無電柱化の実態等は必ずしも明らかになっていない。

## 主な所見表示及び参考通知事項

実地調査

- ① 電線共同溝整備済みの道路上に残存している架空線について、理由の把握に努め、協議会の場を利用する等して、架空線所有者に架空線の撤去を要請する等必要な措置を講じること
- ② 電線共同溝占有者の入溝予定等の実態の把握、早期入溝の促進、鍵返納届の提出に関する的確な指導等、電線共同溝の厳格な管理を徹底すること
- ③ 無電柱化事業の対象に将来なり得る箇所等、管内における電柱の実態を把握することが望まれる。
- ④ 北海道無電柱化推進協議会において、i) 防災上重要な道路の区間における占用の禁止等に係る制度の趣旨等について理解を得るため及びii) 津波などの災害対策として有効と考えられる箇所の整備方針に係る考え方の整理、検討及び調整が行われるよう、協議会の議題として取り上げることが望まれる。

左記①～④について、以下の機関に対し所見表示又は参考通知

- ① 北海道開発局に所見表示、札幌市に参考通知
- ② 北海道開発局に所見表示
- ③ 北海道開発局、北海道及び札幌市に参考通知
- ④ 北海道開発局に参考通知

所見表示及び参考通知日：平成26年8月29日

# 1 電線共同溝整備後の状況（所見表示及び参考通知）

## 制度・仕組み

法では、道路管理者に対し、電線共同溝の整備を推進するため、以下の事項が定められている。

- 道路管理者は、区間を定めて、電線共同溝を整備すべき道路として指定することができる（法第3条第1項）
- 道路管理者は、指定した電線共同溝整備道路における電線及び電柱の占用の許可、又は協議を成立させてはならない（法第9条）
- 既存占用者については法第9条の占用制限の例外とされているが、整備された電線共同溝への入溝を促進する観点から、「勧告」制度も設けられている。

実地調査

北海道開発局及び札幌市が、電線共同溝を整備すべき道路として指定する国道4路線、道道1路線及び札幌市道2路線を調査

## 調査結果

⇒指定道路上に電線類が残存している事例が国道で13事例、札幌市管轄道路で4事例みられた。

報告書：p58～71参照

（主な事例）

- 信号機に関する架空線が残存（7事例）  
【事例①及び②】(p6参照)
- 有線放送事業者等の架空線が残存（6事例）  
【事例③】(p6参照)
- テレビ共聴線が残存（3事例）  
【事例④】(p6参照)

北海道  
開発局

札幌市

## 所見表示事項

電線共同溝整備済みの道路上に架空線が残存している場合には、その理由の把握に努め、協議会の場を利用する等して、架空線所有者に架空線の撤去を要請するなど必要な措置を講ずるほか、今回、当局が指摘した事例についても、協議会の場を利用する等して、架空線を撤去するよう要請する必要がある。

## 参考通知事項

電線共同溝整備済みの道路上に架空線が残存している場合には、その理由の把握に努め、協議会の場を利用する等して、架空線所有者に架空線の撤去を要請するなど必要な措置を講ずるほか、今回、当局が指摘した事例についても、協議会の場を利用する等して、架空線を撤去するよう要請することが望ましい。

## 2 北海道開発局における電線共同溝の管理状況（所見表示）

### 制度・仕組み

- 電線共同溝の設置者である道路管理者は、法等に基づき、占用手続や入溝手続等の所要の手続の励行、管理台帳の整備等による電線共同溝への入溝状況の正確な把握、未入溝の占用予定者への入溝促進（注）、電線共同溝の鍵の適切な管理等保安管理の徹底（注）などの電線共同溝の適正な管理を行うこととされる。

（注）国土交通省道路局路政課道路利用調整室課長補佐等発出事務連絡「無電柱化の推進に向けた電線共同溝の管理等の徹底について」（平成17年12月22日）

### 調査結果

北海道開発局が札幌市内に設置する6の電線共同溝について管理状況を調査

報告書：p72～78参照

⇒ 電線共同溝への入溝状況の把握及び電線共同溝の管理について、改善の余地がみられる事例あり

- 電線共同溝の占用許可を受けているが長期間未入溝となっている占用者に対し、入溝時期の確認等を行っていないもの  
→ 平成21年度及び22年度に許可を受けた85件のうち、47件(55.3%)が調査時点で未入溝
- 占用許可を受け入溝はしているが、敷設工事届が提出されておらず、管理台帳に記載されていないもの4件
- 電線共同溝の鍵の貸与・返却に係る届出が未提出で道路事務所長の確認を受けていないなど、所要の手続が励行されていないもの(鍵貸与事例について調査対象とした91件中10件が未提出)

北海道  
開発局

### 所見表示事項

次の措置を講じる必要がある。

- ① 占用者の未入溝理由を適切に把握するとともに入溝が促進されるよう努めること。  
現に電線共同溝に入溝済みとなっている占用者に対しても、法の適正な運用を図る観点から所要の指導（注）を行うこと。  
（注）敷設工事届出書の提出等
- ② 電線共同溝の保安の徹底及び適正な入出溝の励行確保を図る観点から、電線共同溝の管理に万全を期すること。

### 3 電柱の実態等（参考通知）

#### 制度・仕組み

- 道路に電柱・電線を設け、それを使用する場合には、道路法（昭和27年6月10日法律第180号）第32条第1項に基づく道路管理者の許可を受けることとされている。（第32条 道路の占用の許可）
- 道路管理者は、各管理者ごとに、所管の道路に設置された電柱の本数のみを把握している。

#### 調査結果

報告書：p7～10参照

- 北海道内の電柱本数の推移⇒増加傾向

（参考）北海道内の電力柱及び電話柱本数の推移

区分	平成11年	平成25年	増減
電力柱(本) (指数)	1,414,000 (100)	1,475,000 (104)	61,000本増
電話柱(本) (指数)	934,000 (100)	1,038,000 (111)	104,000本増

- NTT東日本株式会社管内全体では、電話柱本数は減少。
  - 電柱本数が増加傾向にある要因の一つとして、宅地開発によって道路の新設が行われた際、無電柱化が行われずに、電柱のある道路が新設されていることが挙げられている。
- ⇒ 無電柱化事業を進める一方で、電柱のある道路延長が増加すれば、無電柱化事業がいつまでも終了しないことになる可能性あり

北海道開発局  
北海道  
札幌市

#### 参考通知事項

無電柱化施策を推進する前提として、管内の将来無電柱化事業の対象となり得る箇所等における電柱の実態を把握しておくことが望ましい。

## 4 北海道無電柱化推進協議会における検討及び調整状況（参考通知）

### 制度・仕組み

- 北海道においては、「無電柱化に係るガイドライン」（平成22年2月24日付け国土交通省道路局地方道・環境課長通知）に基づき、道路管理者、電線管理者、地方公共団体等の関係者からなる北海道無電柱化推進協議会が設置されており、i) 無電柱化に関わる基本構想に関する事、ii) 技術的事項に関する事、iii) その他必要な事項に関する事について、検討及び調整することとされている。
- 道路法により、防災上重要な道路の区間について、地震時等に電柱等が倒れるなどして緊急車両等の通行を妨げることがないように、道路の占用を禁止又は制限できるとされており、北海道地域防災計画は、「災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに無電柱化の促進を図るものとする。」と定めている。
- 総務省は、協議会において津波など災害対策の観点から有効と考えられる候補箇所を優先するよう要請を行っているが、電力線については、変圧器が地上にあり効果は限定的との意見もみられる。

### 調査結果

報告書：p33～38参照

北海道無電柱化推進協議会における平成23年度～25年度の協議事項を調査 ⇒ 以下の事項について、検討されていない等の状況がみられた。

- 道路法（注1）に基づき、防災上重要な道路の区間について道路の占用を禁止又は制限できる制度（注2）の趣旨及び考え方の目安について、協議会において議題として取り上げられていない。

（注）1 道路法の一部を改正する法律（平成25年法律第30号）

2 道路法（昭和27年法律第180号）第37条に基づき、上記区間を指定できるとされている。

- 津波対策の観点から優先的に整備する路線として計画に計上しているものはみられない。

北海道  
開発局

### 参考通知事項

- 道路法第37条に基づく防災上重要な道路の占用の禁止等を進めていくとともに、道路管理者等が一堂に会する協議会事務局として制度の趣旨及び考え方の目安等について理解を得るために協議会の議題としても取り上げ無電柱化の取組が円滑に行われるようにすることが望ましい。
- 協議会事務局として津波などの災害対策として有効と考えられる箇所の整備方針について、考え方の整理、検討及び調整が行われるよう協議会の議題として取り上げることが望ましい。

# 主な事例（電線共同溝整備済み道路に架空線が残っているもの）

【事例①】信号機と信号機を結ぶ架空線が指定道路上を横断するもの

報告書 p 60参照

(国道231号)



【事例②】信号機と光ビーコンを結ぶ架空線が指定道路沿いにあるもの

報告書 p 69参照

(3・3・6西5丁目・樽川通)



【事例③】有線放送事業者の架空線が指定道路上を横断するもの

報告書 p 64参照

(国道36号)



【事例④】テレビ共聴線が指定道路上を横断するもの

報告書 p 67参照

(国道230号)

